

第1節 市民生活安定のための緊急対策

市民生活部 福祉保健部 商工労働部 農林水産部 財務部 消防部 関係各部

大規模な災害が発生した場合は、家族の喪失、財産の喪失等大きな混乱状態が予想される。市は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講ずるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付等必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

1 生活相談

(1) 市民相談センターの設置

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、市民生活部市民協働相談班では、必要に応じて市民相談センターを設置する。市民相談センターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の地区センターに設置することとし、設置が難しいときには巡回相談の形式をとる。

(2) 生活相談の実施

市民相談センターでは、被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を速やかに関係部局・関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施し、早期解決を図るものとする。

また、被災者からの相談に的確に対応できるよう、各部班は市民生活部市民協働相談班の活動に積極的に協力し、また、市民生活部市民協働相談班は、必要に応じ外部の機関等の協力を求める。

(3) 各種相談窓口の設置

市民相談センターでは、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。この際、女性の相談員も配置されるよう努める。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク 消費（物価、必需品の入手等）
- ケ 教育（学校）

- コ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- シ 廃棄物（ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- ス 金融（生活資金の融資等）
- セ 税の減免
- ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- タ ガス消費機器の取扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

2 罹災証明書の発行

租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅資金の貸付等に際し、当該災害によって被災したという証明が必要となるので、被災世帯に対して、「罹災証明書」（様式7）を発行する。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(1) 発行手続

罹災証明書の交付申請（様式8）が被災者からあった場合、「被災者台帳」（第2編第2章第35節「住宅の修理、応急仮設住宅の建設等」参照。確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき、市民生活部において発行する。ただし、火災に関するものは消防部で取扱う。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

住家、住家以外の建物の被害

- ・全壊
- ・大規模半壊
- ・中規模半壊
- ・半壊
- ・準半壊
- ・準半壊に至らない（一部損壊）

3 その他の罹災証明

田畑等その他の罹災証明は、当該対象の被害調査を所管する部において発行する。

4 被災者のメンタルケア

(1) 基本方針

災害に伴い被災者は、様々な精神症状に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的にいやされ、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、福祉保健部保健衛生班は、県や各関係機関との連携のうえ、速やかかつきめ細かな対策を講じるものとする。

なお、上記の事項は災害対策要員である市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施するよう努めるものとする。

(2) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- ア 茫然自失、無感情、無表情な状態反応
- イ 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- ウ 現実否認による精神まひ状態
- エ 家族等を失ったためのショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- オ 被災後、しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- カ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

(3) 対策

心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、福祉保健部保健衛生班は、県や各関係機関との連携のうえ、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- イ 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- ウ 専門施設での相談電話の開設
- エ 広報紙等の発行による、被災者への情報提供
- オ 小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

5 義援金、救援物資の取扱い

義援金、救援物資の取扱いについては、第2章第37節「義援金品の受付、配付」参照。

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

制度の概要

(平成17年4月1日現在)

区 分	概 要	根 拠
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した市民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第3条
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第8条
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律 第10条

(窓口：福祉保健部災害救助班)

(1) 災害弔慰金

市は、条例の定めるところにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- (ア) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- (エ) 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 500万円以内
- (イ) その他の者 250万円以内

ウ 支給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同

様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金

ア 支給対象者

市は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両目が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円以内
- (イ) その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において災害救助法第2条第1項による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

(平成17年4月1日現在)

被害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の1/3以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円

(3) (1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアが重複した場合 イ (1)と(2)のイが重複した場合 ウ (1)と(2)のウが重複した場合	250万円 270万円 350万円
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合 ア (2)のイの場合 イ (2)のウの場合 ウ (3)のイの場合	250万円 350万円 350万円

イ 貸付条件

(ア) 所得制限

(平成16年6月1日現在)

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円

(イ) 利率

年3%以内で市町村が条例で定める率(据置期間は無利子)

(ウ) 据置期間

3年(特別の事情がある場合は5年)

(エ) 償還期間

10年(据置期間を含む)

(オ) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

7 被災者生活再建支援金の支給

自然災害(暴雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害)によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。(実施機関:公益財団法人都道府県センター、窓口:福祉保健部災害救助班。なお、災害の規模や被害の程度によっては、必要に応じて別に設置する「被災住宅生活再建支援チーム」において処理する。)

(1) 制度の対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項の規定により同上第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- エ 上記ア又はイに規定する市町村の区域を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- オ 上記ア～ウに規定する市町村の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村（人口10万人未満に限る。）の区域であって、5（人口5万人未満の市町村にあつては、2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2) 制度の対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること等の事由により、やむを得ず当該住宅を解体した世帯
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続する等、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
複数（2人以上）世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
単数（1人）世帯	75万円	75万円	75万円	37万5千円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
複数（2人以上）世帯	200万円	100万円	50万円
単数（1人）世帯	150万円	75万円	37万5千円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、複数

世帯では合計で200（又は100）万円、単身世帯では合計で150（又は75）万円。

(4) 支援金の支給申請

	基礎支援金	加算支援金
申請時の添付書類	罹災証明書、住民票等	住宅の購入や賃借等の契約書等
申請期間	災害発生日から13月以内	災害発生日から37月以内

(5) 実施機関

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）

8 災害見舞金の支給

福祉保健部災害救助班は、要綱の定めるところにより、災害で被害を受けた市民又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。（条例に基づく災害弔慰金・災害障害見舞金又は被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた場合を除く。）

(1) 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象及び火災

(2) 支給額

- ア 全壊（全焼） 10万円
 - イ 半壊（半焼） 5万円
 - ウ 床上浸水 2万円
 - エ 死亡 10万円
 - オ 1ヶ月以上の負傷 3万円
- ただし、世帯主の場合は110万円（火災を除く）

9 生活福祉資金等の貸付け

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、富山市社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金等の貸付けを行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

- ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
- イ 貸付限度額 150万円以内
- ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内
- エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあつては、年1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

- ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
- イ 貸付限度額 250万円以内
- ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあつては、年1.5%

(3) 生活再建までの生活費等の貸付制度の周知

生活の立て直しまでの間の生活費や一時的な資金を貸付けする「総合支援資金」の貸付制度について周知を図る。

10 災害復旧資金の貸付け

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、県は不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行うこととなっており、商工労働部商工労政班はこの制度の周知を図る。

- (1) 貸付対象者 富山県内に居住しており、かつ同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者
- (2) 貸付限度額 150万円
- (3) 償還期間 5年以内
- (4) 利率 年2.2%、保証料別途年0.8%
- (5) 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

11 職業の斡旋及び離職者に対する生活資金支援制度の周知

- (1) 商工労働部商工労政班は、災害による離職者の再就職について公共職業安定所に速やかな就職のあっせんを要請する。
- (2) 県による「離職者生活安定資金」等の融資制度について周知を図る。

12 中小企業、農林漁業者に対する支援

(1) 中小企業への融資等

商工労働部商工労政班は、災害により被害を受けた中小企業者の既往借入金について、償還の猶予や償還期間の延長等の要望に対して柔軟に対応するよう関係機関へ要請するとともに、必要に応じて新規融資制度の創設を含めた融資制度の拡充を検討する。また、県や政府系金融機関の災害復旧貸付制度等を周知することにより、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

ア 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等の要望に対する柔軟な対応を関係機関へ要請

イ 必要に応じて、罹災中小企業者向けの新規融資制度の創設を含めた融資制度の拡充を検討

ウ 災害関係保証（別枠保証）の対象災害への指定を関係機関に要請

エ 県、政府系金融機関による災害復旧貸付制度等の周知

(2) 農林漁業者への融資等

農林水産部関係班は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、農林水産業施設等の災害復旧資金及び経営維持安定に必要な資金について、(株)日本政策金融公庫の災害復旧貸付制度等の周知を行い、また必要に応じて新規融資制度等の創設を検討する。

ア (株)日本政策金融公庫による融資

農林漁業セーフティネット資金

イ 関係金融機関等に対する要請

農林水産部関係班は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、必要に応じ、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通等を要請する。

13 市税の減免等

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が、広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合は、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がやんだあと2か月以内に限り、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められたときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減 免

被災した納税義務者に対し、条例の定めるところにより減免を行う。

14 国民健康保険料、介護保険料（65歳以上）の減免

災害によって住宅や家財に著しい損害を受けたときは、申請により、その損害額の程度に応じ一定率の減免を行う。ただし、介護保険料は65歳以上（第1号被保険者）のみ対象。

15 国民健康保険一部負担金の減免等

災害により死亡し、心身障害者となり又は資産に重大な損害を受けたときは、申請により、世帯の実収入月額等に応じ基準の範囲内において、国民健康保険一部負担金の減額、支払の免除及び徴収猶予を行う。

第2節 激甚災害の指定

本部室 関係各部

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

1 激甚災害に関する調査

本部室は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を取りまとめ県に報告する。

災害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

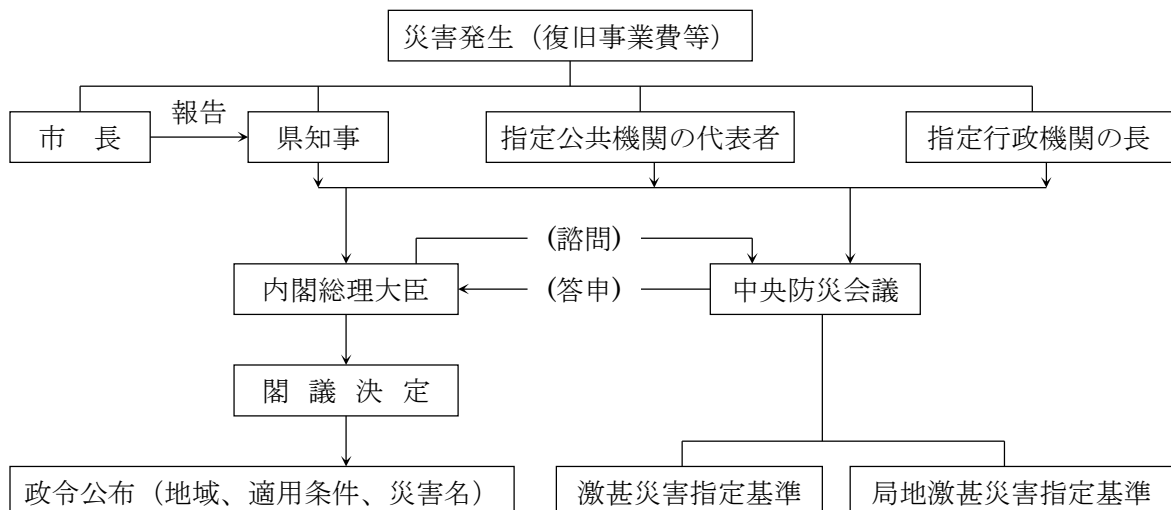
- (1) 災害の発生
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対し、とられた措置
- (6) その他必要な事項

県は、市からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに激甚法に基づく調査を実施し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続をとる。

激甚災害の指定手続



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月ごろに手続を行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出する。

県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行うものとする。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は資料12-6のとおりである。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、災害の再発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

1 災害復旧計画の策定等

(1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

公共土木施設を所管する関係各部課は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

(2) 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

(1) 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶ等特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

(2) 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶ等特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用

(1) 特定大規模災害時における代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて県を通じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

(2) 国による代行制度

市道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて県を通じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

(3) 県による代行制度

市道のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。